

当金庫で年金を受給いただいているお客さま限定

## 年金受給者向け優遇金利預金

# ふれ愛定期預金

1年  
定期預金  
(500万円以内)

お預け入れ日の店頭表示金利に上乗せ

+  
年  
0.1%

(自動継続定期預金・元金継続扱い)

## ひだかしんきん地域見守り活動

ひだかしんきんは、お客様が住み慣れた地域で安心して日常生活を送ることを目的として市町村が実施する「地域見守り」の取り組みに協力しています。当金庫職員が、訪問活動等の際に異変に気が付いた場合、公的機関（市町村）へ連絡します。また、あらかじめ離れて暮らすご家族などの緊急連絡先をご指定いただくことも可能です。

お申込み・お問い合わせはお近くのひだかしんきんへお気軽にご相談ください

2026(令和8)年1月5日

まごころ ふれ愛  
**日高信用金庫**

これまでも これからも このまちで

<https://www.shinkin.co.jp/hidaka>



本店営業部 0146-22-4111 様似支店 0146-36-2341 堀町支店 0146-22-5611

静内支店 0146-42-1531 えりも支店 01466-2-2311 札幌支店 011-200-7070

三石支店 0146-33-2311 広尾支店 01558-2-3161

項目	内容
商品名称	年金受給者向け優遇金利預金「ふれ愛定期預金」 愛称：ふれ愛定期
ご利用店舗	当金庫の全営業店。
ご利用頂ける方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当金庫で対象となる公的年金をお受け取りいただいている方。           <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 対象となる年金は、厚生年金・国民年金・共済年金・企業年金などが対象となります。なお、個人年金（保険会社で加入する個人年金保険など）は対象となりません。</li> <li>※ 対象となる年金は、ご本人様名義のみとし、家族名義等は対象となりません。</li> </ul> </li> <li>・対象となる公的年金の受け取りを当金庫に指定された方。</li> <li>・年金受取指定金融機関を当金庫へ変更手続きされた方。</li> <li>・当金庫を年金受取指定金融機関として裁判請求書を提出された方。           <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 「裁判請求書」または「支払機関変更届」のご提示をお願いいたします。</li> </ul> </li> <li>・本商品をご利用期間中、当金庫で継続して年金をお受け取りいただける方。</li> </ul>
ご預金の種類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・お預入れ期間が1年もののスーパー定期預金（自動継続定期預金・元金継続扱い）となります。</li> <li>・本定期預金の満期日の前々月の月末を基準日として、その基準日現在で過去3カ月以内に年金のお振込実績がある方は、満期日に「ふれ愛定期」として自動継続します。その場合、継続日におけるふれ愛定期の店頭表示利率が適用となります。また、同基準日現在で過去3カ月以内に年金のお振込実績がない方は、満期後は一般的のスーパー定期預金（1年もの）として自動継続し、自動継続後の利率は継続日における一般的のスーパー定期預金（預入金額に応じて300万円未満または300万円以上・1年もの）の店頭表示利率が適用となります。</li> </ul>
お預入れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 預入方法：ご契約時に一括してお預入れいただきます。</li> <li>(2) 預入金額：1,000円以上500万円以内となります。</li> <li>(3) 預入単位：1円となります。</li> </ul>
お利息	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 適用利率：お預入日の店頭に表示するスーパー定期預金300万円以上1年ものの利率に0.10%上乗せした利率が適用され、固定金利となります。           <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 当金庫の金利情報は、店頭備付の金利表示ボードまたは当金庫ホームページをご覧いただぐか、店頭にお問い合わせください。</li> <li>※ 上乗せ利率については、金利情勢等により変更となる場合があります。</li> </ul> </li> <li>(2) 利払方法：満期日にご指定の口座へ入金します。</li> <li>(3) 計算方法：付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算します。</li> <li>(4) 課税：お利息には20.315%（国税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税金が徴収されます。※マル優制度をご利用できるお客様は、非課税とすることができます。</li> <li>(5) 継続後利率：満期日の前々月の月末を基準日として、その基準日現在で過去3カ月以内に年金のお振込み実績がある方は継続日における「ふれ愛定期」の店頭表示金利が適用となります。           <ul style="list-style-type: none"> <li>同基準日現在で過去3カ月以内に年金のお振込実績がない方は、継続日の預入金額に応じて下記のとおりとなります。               <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;預入金額300万円未満&gt;スーパー定期預金（300万円未満・1年もの）店頭表示金利</li> <li>&lt;預入金額300万円以上&gt;スーパー定期預金（300万円以上・1年もの）店頭表示金利</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
期限前解約時のお取扱い	この預金は期限前解約ができません。やむを得ず期限前に解約する場合は、お預入れ期間に応じて、下表の期限前解約利率により利息計算します。なお、6ヶ月以上1年末満の解約利率が普通預金の利率を下回る場合には普通預金の利率が下限となります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・6ヶ月未満・・・・・・・・解約日における普通預金の利率</li> <li>・6ヶ月以上1年末満・・・・約定利率×50%</li> </ul>
苦情処理装置	本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または経営管理部コンプライアンス課(9時～17時、電話：0120-078-390)にお申し出ください。
紛争解決措置	札幌弁護士会(電話：011-251-7730)、東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記経営管理部コンプライアンス課、全国しんきん相談所(9時～17時、電話：03-3517-5825)または北海道地区しんきん相談所(9時～17時、電話：011-221-3273)にお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様もご利用いただけます。その際には、現地調停、移管調停の方法により、お客様のアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。詳しくは、当金庫ホームページをご覧いただくか東京三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫経営管理部コンプライアンス課へお問い合わせ下さい。
その他の事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基準日において年金のお振込み実績が確認できない場合は、スーパー定期1年ものとして自動継続され、預入金額に応じてスーパー定期1年もの300万円未満または300万円以上の店頭表示利率が適用となります。</li> <li>・この定期預金は証書式によりお預入れできます。</li> <li>・この定期預金は総合口座の担保定期とすることはできません。</li> <li>・この定期預金は、預金保険制度の対象商品です。同制度による保護対象預金と合算して、1預金者あたり元本1,000万円とその利息が保護されます。</li> <li>・その他の詳細につきましては、当金庫本支店窓口へお問い合わせください。</li> </ul>